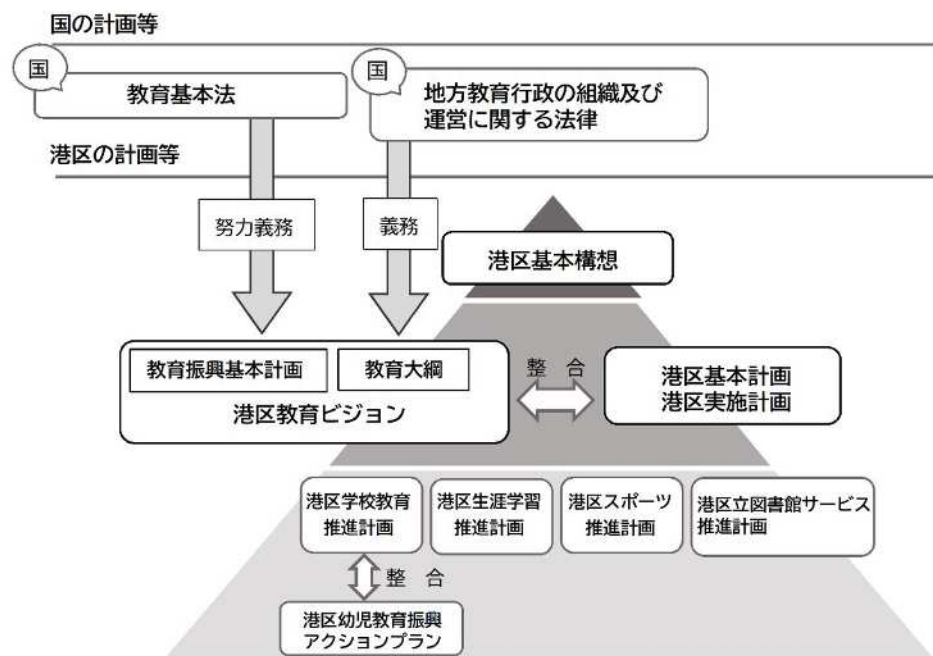


港区教育ビジョンの策定について

港区教育ビジョン（以下、「教育ビジョン」という。）は、計画期間を平成27年度から令和6年度までの10年間としています。最終年度を迎えるにあたり、次期教育ビジョンの策定を以下の通り進めます。

1 教育ビジョンについて

- (1) 教育基本法第17条第2項に基づく港区の「教育振興基本計画」として平成26年10月に策定しました。
- (2) 10年間の中長期的視点に立ち、港区の教育の根幹となる理念、目指す人間像、取組の方向性を示すもの。教育行政における基本構想であり、具体的な施策や事業は教育分野の4つの個別計画（生涯学習推進計画、スポーツ推進計画、図書館サービス推進計画、学校教育推進計画）で明らかにします。
- (3) 現行の教育ビジョンは、平成27年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき区長が定める「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（港区教育大綱）として位置付けられました。



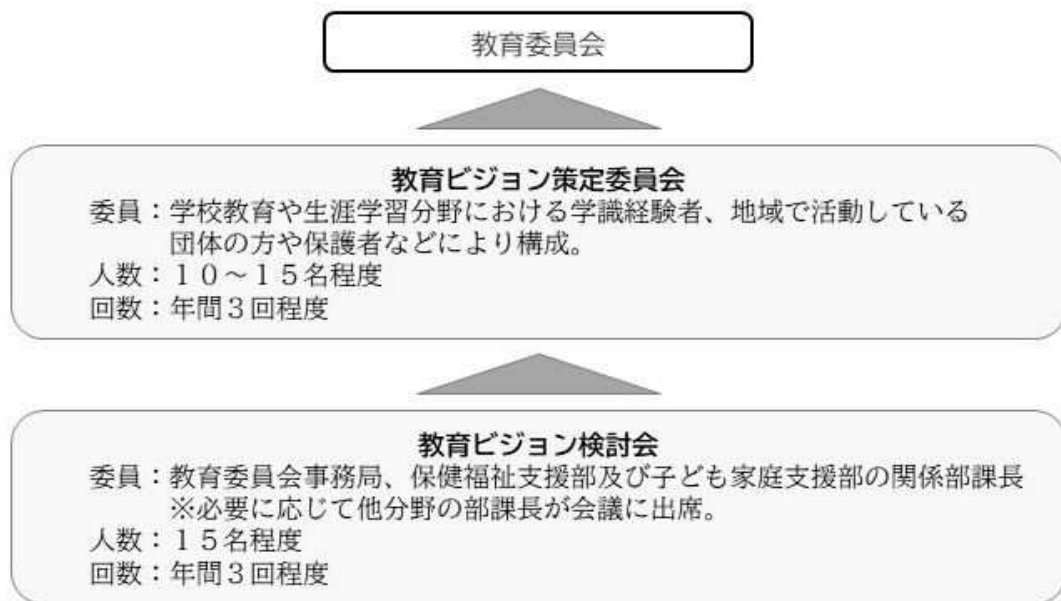
2 策定にあたっての考え方

- (1) 学識経験者や区民を集めた検討会議と、その下部組織であり各部門長を集めた庁内検討会議により、港区の政策や昨今の教育を取り巻く環境を十分に踏まえた内容とします。
- (2) 教育長特別授業やみなと子ども会議での子どもの意見聴取、区民意見募集の実施など、策定プロセスで多くの区民が関わる機会を作ることにより、地域住民の意向の反映を図ります。

3 検討体制及びスケジュール

(1) 検討体制

学識経験者、教育・地域関係団体の代表者からなる「港区教育ビジョン会議」を設置し、様々な視点から幅広い意見をいただくとともに、内部検討組織である「港区教育ビジョン検討会」において検討を進めます。



(2) スケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和6年 | 4月 | 教育委員会【報告】（教育ビジョンの策定について） |
| | 6月 | 教育委員会【審議】（教育ビジョン策定方針について） |
| | 8月 | 教育委員会【協議】（教育ビジョン（素案）について） |
| | 9月 | 庁議【審議】（教育ビジョン（素案）について） |
| | 10月 | 教育委員会【審議】（教育ビジョン（素案）について） 区民文教常任委員会【報告】（教育ビジョン（素案）について） 区民意見募集実施 |
| | 12月 | 教育委員会【報告】（パブリックコメント結果報告） 区民文教常任委員会への情報提供 |

令和7年 1月 教育委員会【審議】（教育ビジョン（案）について）
港区教育ビジョン決定